

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第2回武蔵村山市青少年問題協議会
開 催 日 時	令和3年11月16日(火) 午前10時30分 ~ 午前11時15分
開 催 場 所	中部地区会館401大集会室(市役所4階)
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：山崎会長、池谷副会長、土田委員、大門委員、大谷委員、宮下委員、内野委員、西山委員、清野委員、小池委員、中村委員、平見委員、菅委員、渡邊委員、榎戸委員 事務局 部長、課長、係長、担当 計19名 欠席者：村山委員 計1名
議 題 等	1 開会 2 会長挨拶 3 委員自己紹介 4 報告事項 (1) 令和3年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について (2) 令和3年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について 5 議題 (1) 武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領(案)について (2) 武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策について 6 その他(情報交換等) 7 閉会
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領(案)について 原案のとおり決定した。 議題(2)：武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策について 榎戸委員から市内生徒の現況等について、情報の提供があった。 中村委員から警視庁東大和警察署管内の青少年の現況等について、情報の提供があった。 その外3名の委員から情報の提供があった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ◎印=会長 ○印=委員 ●印=事務局	議題(1)：武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領(案)について ◎ 議題(1) 武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領(案)について事務局より説明願いたい。 ● 本協議会の会議については、 <b>資料3</b> 武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第11条第1項の規定に基づき公開することとされている。また、公開に関する手続きについては同指針第11条第2項の規定により、市長が別に定めることとされ、この規定に基づき <b>資料4</b> 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針が制定されている。この指針の第8条第1項の規定により、会議を公開することと決定したときは、議長は会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとされている。この規定に基づき本協議会の会議を公開しているところであるが、本市の組織改正等に伴い事務局が子ども青少年課に移管されたこと、また、委員の改選を行ったことに伴い、本日改めて運

営要領の制定について御協議いただきたい。[資料5](#)武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領（案）を御覧いただきたい。運営要領の修正箇所は第3条第1項及び第5条第2項の庶務担当課長を子ども青少年課長としたところである。

【質疑・意見等】

- ◎ ただ今事務局から説明があったが、議題(1)武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領（案）について御意見、御質問等があるか伺う。
- 今回の改正については第3条という説明があったが、市の組織改正に伴う改正ということで、第3条第1項の2行目の子ども青少年課長の部分の改正ということによるのか。
- 組織改正に伴い本協議会の主管課が教育委員会文化振興課から子ども青少年課に移管されたことによるもので、この部分の修正となる。
- ◎ ほかにないようなので、議題(1)武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領については、案のとおりとしてよろしいか伺う。
- 一委員の承認一
- ◎ それでは、議題(1)については案のとおりとする。

報告事項(1)：令和3年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について

報告事項(2)：令和3年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

- ◎ それでは、報告事項について、事務局より説明願いたい。
- 報告事項(1)及び(2)について、説明させていただく。

協議会資料の1ページ及び[資料1](#)「子供・若者育成支援推進強調月間」に係る広報用チラシを御覧いただきたい。子供・若者育成支援推進強調月間とは、子ども・若者育成支援推進本部で決定した子供・若者育成支援推進大綱において、毎年11月を子供・若者育成支援推進強調月間として設定し、大綱を踏まえた子供・若者育成支援に関する取組を国民運動として総合的に展開する契機とし、子供・若者の健やかな育成支援に資する行事や広報啓発活動を集中的に実施することとしたものである。

この趣旨を踏まえ、本市においても協議会資料の1ページにあるとおり、市報等により強調月間に係る広報啓発活動を実施して月間のPRに努めている。(1)として、11月1日号の市報及び本市のホームページに月間に関する記事を掲載し、月間のPRを実施している。続いて(2)として、強調月間の期間中、市民会館北側壁面に「ふれあいと対話が育てるこの未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRを実施している。続いて(3)として、[資料1](#)の月間の広報用チラシと啓発物品を500組用意して公共施設へ備え付け、来庁者等へ配布して月間のPRに努めている。

続いて、報告事項(2)令和3年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について報告させていただく。協議会資料の2ページ及び[資料2](#)武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱を御覧いただきたい。

感謝状の贈呈については、[資料2](#)の贈呈要綱にあるように、本市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長が行うものである。具体的には、武蔵村山市青少年対策地区委員会及び武蔵村山市青少年補導連絡会の委員を退任された後、その功労をたたえるとともに、青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的に感謝状を贈呈するものである。

今年度は、本日10時から市公室において感謝状の贈呈式を挙行し、青少年対策地区委員会から第七地区の森田さんに感謝状が贈呈された。

【質疑・意見等】

- ◎ ただ今事務局から報告事項の説明があったが、御意見、御質問等があるか伺う。
- 質問ではないが、一点気付いたことを述べさせていただく。懸垂幕の件であるが、確かに市民会館の北側外壁に懸垂幕が掲出されている。ただし、近くまで行ってよく見ないと何の懸垂幕なのかわからない。予算の関係もあるのだろうが、もう少し目立つ懸垂幕を作製してはどうか。
- 予算との兼ね合いもあるので、今後検討させていただきたい。

議題(2)：武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策について

- ◎ それでは、本市における青少年の現況等について、各委員からお話しをしていただきたい。まず、中学校代表、市立第五中学校校長である榎戸委員にお願いしたい。
- 中学校の生徒の状況についてお話しさせていただく。一般の生徒については、落ち着いている。コロナ禍にあっても部活動等はほとんど行っており、そこでの活躍であるとか頑張りが見られる。ただその一方、一部の問題を抱える生徒たちも見受けられる。ストレスも溜まっており、フォローが必要であると感じる。大きく五点ほどにまとめさせていただくが、一点目として、非行傾向の子どもたちがいる。校内での行動というわけではないが、飲酒、喫煙が常習化している子どもがいる。そのほか授業に馴染めない子どもや髪の毛を染めたり、ピアスを入れたり、携帯電話を持ってくる子どももいる。学校では継続的な指導をしているが、家庭からの協力が得られず、なかなか効果が表れない状況である。二点目として、中学一年生の携帯電話の普及率がほぼ100%となっている状況で、クラスの中でLINEをやり取りする中で、悪口を書き込んだり動画を勝手にアップすることにより、けんかになってしまうことも見受けられる。この件も学校内では指導できるが、家庭での指導等協力をいただかないと効果が表れないので、家庭の協力をお願いしたい。三点目として、不登校の子どもがいる。不登校には様々なケースがあるが、人間関係に不安を抱える子どもたちや無気力な様子の子どもの子どもたちがいる。また、ゲームに夢中になり昼夜が逆転している生活の子どもたちも心配である。スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等に支援していただいて改善されていく子どもたちもいるが、今後も引き続き支援を継続していく必要がある。四点目として、特別支援を必要とする生徒がクラスの中に一定数いることである。発達障害といわれる子どもたちが多く、授業中に騒いだり、歩き回ったりして授業に集中できず、暴力をふるってしまう。コミュニケーションがうまく取れない子どもたちなので、在校中はこちらでケアすることができるが、その後の将来を心配しているところである。五点目として、最近非常に話題となっているヤングケアラーといわれる子どもたちがいることである。ひとり親の家庭で、親が朝早くから夜遅くまで働いているため、兄弟の世話や家事を日常的に行わなければならない子どもたちである。こうした子どもはストレスを抱えており、スクールカウンセラー等と連携を図って対応しているところであるが、家庭環境が変わらない中で、学校へは登校できているものの、こうした心配な子どもが増えている状況である。以上五点が学校で指導や対応を図っている生徒たちである。
- ◎ 続いて、警視庁東大和警察署生活安全課長である中村委員に警察署管

内の青少年の状況等についてお話しを伺いたい。

- 本日は青少年の動向について話しをさせていただく。この会議は武蔵村山市の会議であるが、本日は警視庁東大和警察署管内の非行少年の現状について話させていただく。御存じのとおり、東大和警察署は武蔵村山市と東大和市の両市を管轄している。管轄人口は16万人弱となっており、警視庁102署のうち概ね40番目の人口規模となっている。ところが、今年10月末現在の少年の検挙数で見ると全体で5番目の多さとなっている。また、今年になって力を入れている部分であるが、少年補導の延べ人数で見ると全体で6番目の多さとなっている。深夜徘徊、喫煙、飲酒等による補導となっている。児童相談所への通告件数の状況はコロナによる巣籠もりの関係もあると考えるが、親子げんかや兄弟げんかが多くなっている。様々な要因で児童相談所へ通告する件数も昨年と比較して、3割程度増えている。

SNSに関する相談件数も非常に増えている。悪口を言われたり、裸の写真を知らない人に送ってしまったといった深刻な相談もある。また、これは東大和警察署管内の話として聞いていただきたいが、知らない男の家に行ってしまったという事案が今年に入って2件発生し、捜査員が関西方面まで探しに行き保護したこともある。

警察としては少年の犯罪等に対しては法律にのっとって必要な措置を講ずるわけであるが、今後も関係機関と連携を図りながら検挙数を少しでも減らせるようにしていきたいと考えている。

- ◎ ただ今の各委員からの説明について質問等があるか伺う。
- 質問ではないが、保護司の立場から情報提供させていただく。令和2年度、令和3年度と「社会を明るくする運動」に関連する各種イベントが中止となっている。犯罪予防活動のメインとしている運動なので非常に残念なことであるが、来年度はこの運動を実施して、犯罪予防に少しでも役立てるように頑張っていきたいと考えている。

現在の本市における保護観察の状況は10月1日現在で大人と少年を含めて24件、うち少年が13件となっている。家裁から保護観察少年としてきたものが8件、少年院を仮退院して保護観察を受けているものが5件となっている。

それから生活環境調整といって、刑務所あるいは少年院に入っている間に出てきたときの生活環境を整えていくもので、刑務所に入っている成人が18件、少年院に入っている少年が7件、合計25件となっている。

また、来年の4月1日から新しい保護観察が始まる。少年法の一部改正が施行されることは皆さん御案内のとおりであるが、今までは20歳未満であったがこれからは17歳以下が少年とされる。保護観察の上では変わらないが、18歳と19歳というのは特定少年として位置付けられ、罪を犯した場合は成人並みの対応がされることとなるので報告させていただいた。

- ◎ ただ今の委員からの報告を含めて、何か質問等があるか伺う。
- 少年法が改正されて来年の4月1日から施行される。今までは20歳未満の者を少年事件として扱っていたが、少年の中の18歳、19歳の者を特定少年として位置付けし、通常の少年とは違う取扱いをすることとしたものである。全件家庭裁判所へ送致されるが、検察官送致（逆送）というのがあって、家庭裁判所の保護処分とするか逆送とするか家庭裁判所で審議をするわけであるが、少年と特定少年では審議の基準が異なるということになるというイメージで受け止めていただければありがたい。その先に保護観察所なり少年院なりでも取扱いが変わってくる

	<p>という形になる。法務省のホームページをネット検索していただくと法改正のレジュメのようなものが公開されているので、興味のある方は御覧いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年問題からは外れるかもしれないが、当署管内では交通事故が非常に多く発生しており、調べたら警視庁管内で4番目に多いことが分かった。子どもが被害者になることも多いので、当署でも通学路点検や安全点検を引き続き実施していきたい。新青梅街道という主要な道路と住宅街の信号のない狭い道路が多く、子どもたちにとっても非常に危険な状況にあるので、通学路等の安全確保に御協力いただきたい。</li> <li>○ 参考までに話しをさせていただくが、ただ今お話しに出た交通事故の件で、青少年が自転車で交通事故を起こした場合、家庭裁判所で取り扱っている。中高生が通学の途中で、自転車により交通事故を起こして相手にけがをさせたときは、自転車であっても過失傷害罪という犯罪になる。まず、警察署で取調べが行われ、検察庁を通して家庭裁判所へ来ることになる。現役の中高生で普通の子どもが事故を起こして多く、こんなことで家庭裁判所に呼ばれるのかと驚くことが多いが、自転車も車両であると徹底して説明させていただいている。        本日は教育関係の委員の皆様も多いようなので、機会があれば子どもたちに御指導いただくようお願いする。</li> <li>○ 補導連絡会の件で報告させていただく。補導連絡会でも昨年からコロナの影響で活動ができていない。本来であれば例年1月には市内の公園や青少年が集まる店舗等を巡回して青少年の現況の把握に努めている。また、夏休みの始まりと終わりの7月及び8月の夜間に同様の場所を巡回している。来年から活動内容を見直して、活動が再開できるように努めたい。</li> </ul> <p>その他：情報交換等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ その他として各機関、組織において報告等があればお願いしたい。</li> <li>○ スポーツをやる子には悪い子はいないというのが私の持論である。今年中止となってしまったが、駅伝競走大会や少年野球大会、ハンドボール大会等関係者の方々に御協力をいただき、開催したいと考えているのでよろしく願います。        また、会議資料の件で要望したいが、毎回本連絡会の委員名簿は配布していただいているが、事務局の職員名簿をいただいたことがない。職員名簿の配布について検討していただきたい。</li> <li>◎ ほかに情報提供等があるか伺う。</li> <li>○ ー特になしー</li> </ul> <p>◎ 以上で本日の会議を終了する。</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開        ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： _____ 0人</p> <div style="border: 1px solid black; width: 500px; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>
--------------------	---

